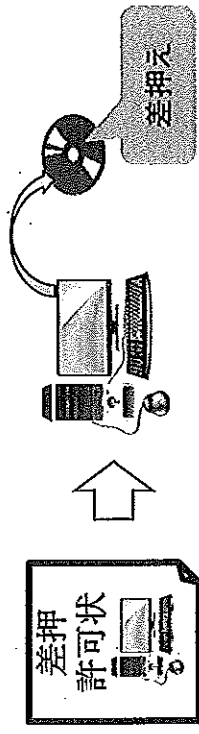


## 電磁的記録の証拠収集手続の整備（案）

平成23年の改正で刑事訴訟法に措置された手続にならい、電磁的記録の証拠収集手続の整備を図る。

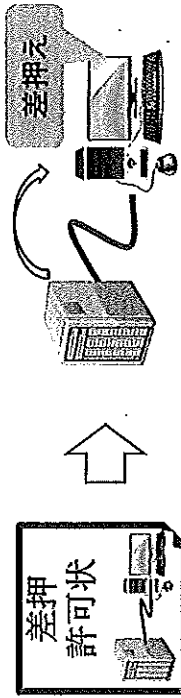
### ○ 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法

パソコン等の差押えに代えて、データをCD-R等に複写・印刷し、CD-R等を差し押さえることが可能となる。



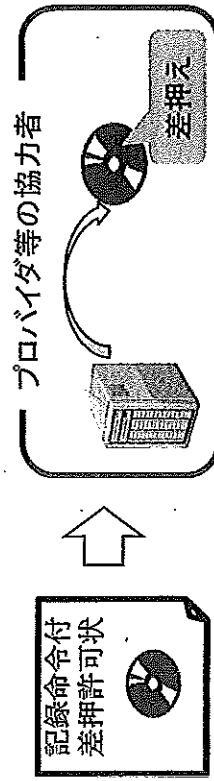
### ○ 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え

外部サーバ等に保管されている一定の電磁的記録を、差押え対象のパソコンに複写した上で、パソコンを差し押さえることが可能となる。



### ○ 記録命令付差押え

サーバの管理者等に、電磁的記録をCD-R等に記録・印刷させ、CD-R等を差し押さえることが可能となる。



### ○ 通信履歴の電磁的記録の保全要請

プロバイダ等に対し、通信履歴の電磁的記録について、30日（特に必要な場合は通じて60日）を超えない期間を定めて保全要請できる規定を設ける。

### ○ 差押え等を受ける者への協力要請

差押え等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる規定を設ける。

「国税犯則調査手続の見直しについて」(平成28年11月14日 政府税調・  
国税犯則調査手続の見直しに関する会合 報告書)の概要

1. ICT化対応のため平成23年に刑事訴訟法において措置された電磁的記録の証拠収集手続を参考として整備すべきと考えられる事項

「国税犯則調査は、申告納税制度の理念を維持して納税義務の適正な実現を図る上で極めて重要な役割を果たしてきた。しかし、業務連絡における電子メールの活用や電子データの外部サーバへの保管など、経済活動のICT化が進展する中であって、犯則嫌疑者の故意や脱税金額の立証等に必要な客観的証拠の収集が一層困難になっている。こうした状況の下、国税犯則調査における電磁的記録の証拠収集手続を速やかに整備することが喫緊の課題となっている。

以下に掲げる刑事訴訟法における電磁的記録の証拠収集手続は、法制審議会及び同審議会に設けられた刑事法（ハイテク犯罪関係）部会における慎重な議論を踏まえ、捜査実務上の必要性と処分を受ける者の不利益とのバランスを考慮して平成23年の改正によって措置されたものである。同改正の施行から既に4年が経過しており、これらの手続は、収集すべき証拠やその手法、解明すべき目的が共通する財政経済事犯等の捜査の実務においても頻繁に用いられ、有効に機能している。

国税犯則調査は、一種の行政手続であって、嫌疑者の身柄を拘束する権限がないなど、刑事訴訟法に基づく犯罪捜査と完全に同質なものではないが、実質的には租税犯の捜査としての機能を営むものであり、電磁的記録の証拠収集手続に関する限りは、犯罪捜査との間に差を設けるべき理由は見出しがたいと考えられる。」

整備すべきとされた事項

- 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法
- 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え
- 記録命令付差押え
- 差押え等を受ける者への協力要請
- 通信履歴の電磁的記録の保全要請

出典：財務省作成資料

平成29年2月22日(水) 衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(民進党)

衆議院 法務

委員會議録 第十三号

平成二十三年五月二十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 奥田 建君

理事 滝 実君 理事 辻 惠君

理事 橋本 清仁君 理事 樋口 俊一君

理事 牧野 聖修君 理事 稲田 朋美君

理事 平沢 勝栄君 理事 大口 善徳君

理事 相原 史乃君 理事 大泉ひろこ君

理事 川越 孝洋君 理事 京野 公子君

理事 熊谷 貞俊君 理事 黒岩 宇洋君

理事 黒田 雄君 理事 桑原 功君

理事 階 猛君 理事 橋 秀徳君

理事 中島 政希君 理事 三輪 信昭君

理事 水野 智彦君 理事 森岡洋一郎君

理事 山岡 達九君 理事 湯原 俊二君

理事 横糸 勝仁君 理事 河井 克行君

理事 北村 茂男君 理事 柴山 昌彦君

理事 榎橋 泰文君 理事 森 英介君

理事 柳本 卓治君 理事 城内 実君

法務大臣 江田 五月君

法務副大臣 小川 敏夫君

法務大臣政務官 黒岩 宇洋君

政府参考人 田中 法昌君

政府参考人 西川 克行君

政府参考人 鶴岡 公二君

政府参考人 生駒 守君

政府参考人 (外務省総合外交政策局長)

法務委員会専門員

委員の異動

五月二十五日

井戸まさえ君 補欠選任 湯原 俊二君

第一類第三号

法務委員会議録第十三号 平成二十三年五月二十五日

野木 実君 森岡洋一郎君  
山崎 慶耶君 山岡 達九君  
同日  
辞任  
森岡洋一郎君 野木 実君  
山岡 達九君 山崎 慶耶君  
湯原 俊二君 井戸まさえ君  
補欠選任

五月二十四日  
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)は本委員会に付託された。  
本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件  
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

○奥田委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
趣旨の説明を聴取いたします。江田法務大臣。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲げ)

報を処理することが可能になっているとともに、世界的な規模のコンピューターネットワークが形成され、コンピューターとそのネットワークが極めて重要な社会的基盤となっており、いわゆるコンピューターウイルスによる攻撃やコンピューターネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発するとともに、証拠収集等の手続の面においても、コンピューターや電磁的記録の特質に依りて手続を整備する必要が生じております。

加えて、サイバー犯罪は、容易に国境を越えて犯され得るものであり、国際的な対策が極めて重要となつており、平成十六年四月に国会において承認されたサイバー犯罪に関する条約は、国際的に協調してサイバー犯罪に対処する上で、重要な意義を有するものであります。

また、厳しい経済情勢が続く中で、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する悪質かつ巧妙な強制執行妨害事犯は依然として後を絶たない状況にあるところ、強制執行手続の適正の確保を図り、権利実現の実効性をより一層高めるためには、この種の事犯に適切に対処することが必要であります。

そこで、この法律案は、このような近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情にかんがみ、これらの犯罪に適切に対処するとともに、犯罪の処罰に際しては、刑法、刑事訴訟法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他の法律を改正し、所要の法整備を行うこととするものであります。

すなわち、実体法の整備としては、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正な指令を与える電磁的記録等を作成、提供する行為等を処罰する不正指令電磁的記録作成等の罪を新設するとともに、電気通信の送信によるわいせつな電磁的記録の頒布等を新たに処罰の対象とするなどしてあります。

また、手続法の整備としては、電子計算機の差し押さえに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成、変更をしたまたは変更、消去ができる電磁的記録を保管するために使用されていると認められるに足りる状況にあるものから当該電磁的記録を複製することができるものとするなど、電磁的記録の保管者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させた上、当該記録媒体を差し押さえる記録命令につき差し押さえを新設することのほか、通信履歴の電磁的記録の保全要請に関する規定や、電磁的記録の没収に関する規定等の整備を行うこととしてあります。

第二は、強制執行妨害行為等についての罰則の整備を行うものであります。  
すなわち、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な、封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為、目的財産の現状の改変等による妨害行為、競売開始決定前に行われる競売手続の公正を害するような行為等の強制執行を妨害する行為を新たに処罰の対象とし、その法定刑を引き上げるとともに、報復目的または組織的な犯罪として行われる場合に刑を加重することとしてあります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

平成29年2月16日

2月9日山尾志桜里君要求に係る理事会協議事項について

法務省

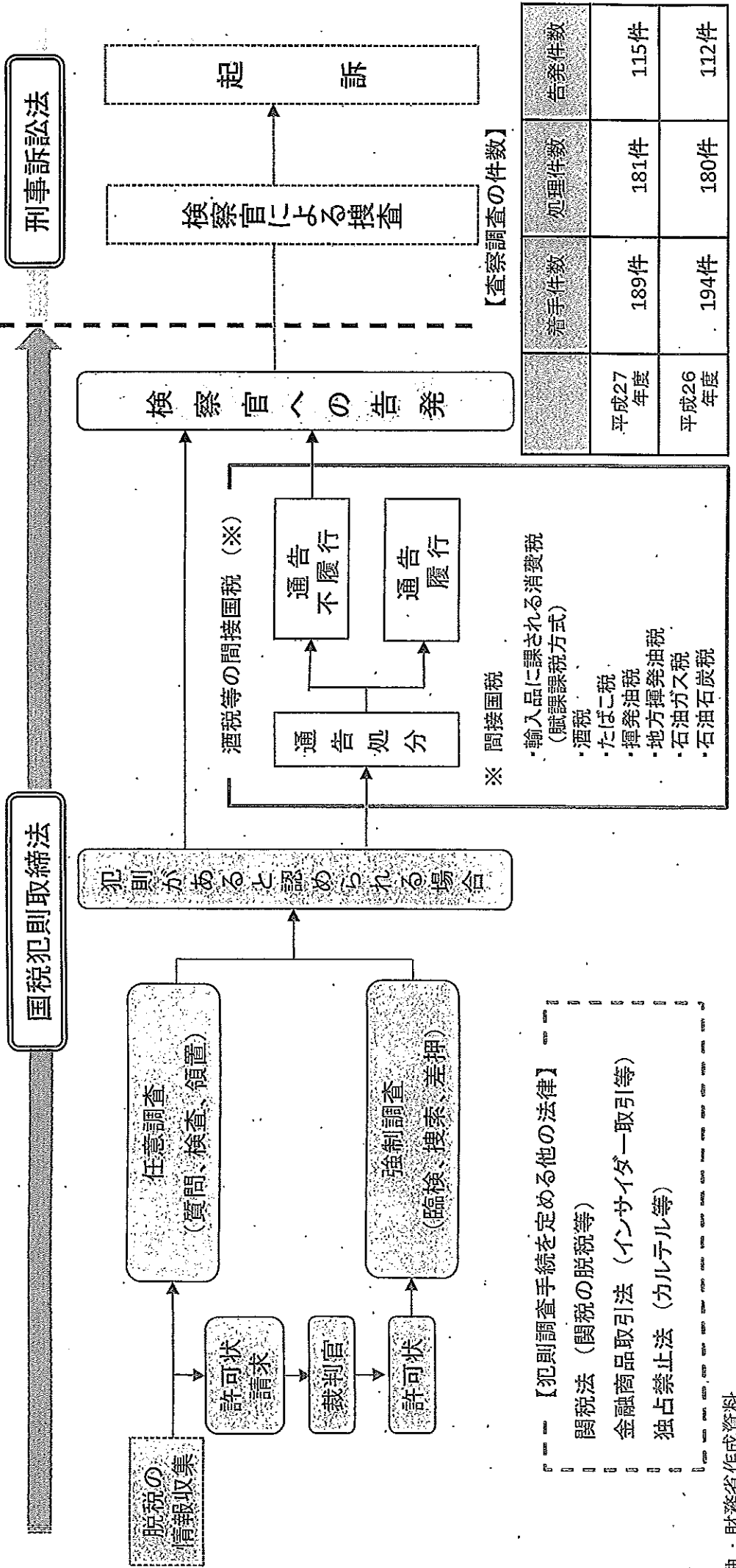
テロ等準備罪の具体的内容は検討中であるが、「組織的犯罪集団」については、結合の目的が犯罪を実行することにある団体をいうとの趣旨で用いることを検討しており、もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得ることとするのが適当であるものと考えている。

出典：法務省作成資料

平成29年2月22日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）

# 国税犯則調査手続の概要

- 国税犯則調査は、国税の公平確実な賦課徴収という行政目的を実現するため、国税についての犯則(脱税等)が疑われる場合に、国税職員が実施する調査。
- 担当の国税職員は、通常の税務調査とは異なる権限に基づき証拠を発見・収集し、刑事責任を追及すべき案件と判断した場合には検察官へ告発を行う。
- 国税局査察部が所得税や法人税の脱税等に対して行う査察調査がその代表例。



# 主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について

(2016年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者控除 [38万円]	夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択	婚姻控除 <sup>(注1)</sup> [最大20万円]	夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択	世帯単位課税 (N分N乗方式) <sup>(注2)</sup>
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と夫婦単位課税(実質的な二分二乗方式)の選択制	個人単位課税	個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 <sup>(注3)</sup>	法定共通制 <sup>(注4)</sup>

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝187円(裁定外国為替相場：平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) イギリスでは、配偶者の一方が自らの基礎控除(10,600ポンド：高所得者については控除額が逡減・消失)を全額使い切れなかった場合、その残額(最大1,060ポンド)を他方(給与所得者の場合、給与所得が31,785ポンド以下の者が対象)の基礎控除額に移転することができる(2015年4月導入)。なお、基礎控除額と婚姻控除の上限額については、2016年4月より、それぞれ11,000ポンドと1,100ポンドに引き上げられているほか、婚姻控除の対象となる者の給与所得額も32,000ポンド以下に引き上げられている。

(注2) フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

(注3) ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体には他方の同意が必要。

(注4) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。



高等教育への公的支出

関西学院大学の村田治学長は、日本の労働生産性が低い一因は高等教育への公的支出が低いことにあるとして、公的支出拡大的重要性を訴える。

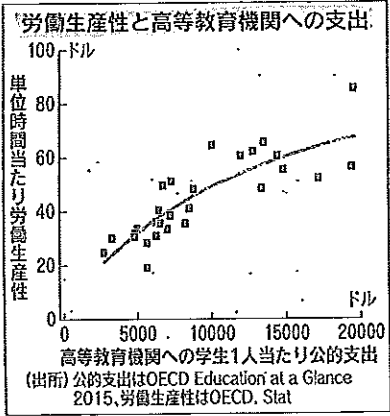


村田 治 関西学院大学学長

いま、大学教育は大きく変わろうとしている。明治初期の帝国大学の設置に始まる我が国の大学制度に対して、大正時代の大学令、第2次大戦後の現在の大学制度への姿更に次ぐ大きな改革の波が押し寄せている。大学の認証評価や内部質保証の重要性が強調され、スピードグローバル

大学創成支援事業(SGU)やスーパーグローバルハイスクール(SGH)などのグローバル化推進、高大接続改革などの施策が、文部科学省から次々と打ち出されてきている。現代の教育改革の特徴は、教育の本身そのものが改めて問われていることである。一連の動きの背景にあるのは、大学教育に求められる能力や資質の変化と大学進学率の上昇である。大学教育で求められる資質・能力について言うと、欧州連合(EU)で始まったボローニャ・プロセスや欧州高等教育圏の創設、それに続くキーン・コンピテンシーの抽出が挙げられる。

多い国ほど生産性高く



能力が多く含まれる。大学進学率に関して、OECD加盟国の大学進学率の平均値は60%を超えている。オーストラリアなど進学率が高い国ではすでに90%を超えているが、わが国はまだ50%台であり、OECD加盟国の中では低い位置にある。今後、知識基盤社会が進行していく中で、大学の重要性はますます高まるばかりである。EUのキーン・コンピテンシー抽出の背後にある問題意識は、エンプロイアビリティ(雇労働力)であった。言い換えれば、大学教育などの高等教育を受けた個人が適切な職

に就き、社会において能力を発揮できるようになることにある。この点ではわが国においても同じであり、大学教育を含む高等教育の大きな役割は、知識基盤社会において中核となる有為な人材を社会や産業界に送り出すことにある。

日本、先進国で最低水準 ■ 人材育成 新財源を

わが国の労働生産性の低下については、非製造業や中小企業での低い労働生産性や労働市場の流動性の低さが原因であると考えられてきたが、これらの分析の前提には高等教育による人的資本形成は考慮されていない。知識基盤社会において重要な役割を果たす高等教育の役割を考慮すべきだと考える。他方、わが国は高等教育に対する公的支出がOECD加盟国の中で低いことも周知の事実である。例えば、昨年の1人当たり国内総生産(GDP)に占める高等教育への1人当たり公的支出は加盟国中下から3番目、高等教育への公的支出のGDPに占める比率に至っては13年のデータで加盟国中最下位である。

ここで、わが国の労働生産性の低さと高等教育の関係について興味深い事実を指摘したい。グラフは、高等教育機関への1人当たりの公的支出を横軸に、OECD加盟国の労働生産性を縦軸にとって描いたものである。近似曲線からわかるように、労働生産性と高等教育機関への1人当たり公的支出の間にはきれいな正の相関がある。相関係数は0.832と極めて高い値が得られる。この労働生産性と高等教育機関への1人当たり公的支出の間には見せかけの相関である可能性も否定はできないが、高等教育の人的資本形成を生産関数に組み込んだ理論モデルにおいて、両者の関係を理論的に説明することができる。知が正しいのであれば、学識基盤社会といわれている現在、高等教育機関への支援が労働生産性に影響を与えていると考えることは不自然ではない。つながらずと考えられる。

あるために短期的な政策目標や効果を追い求めたが、長期的な視野に立った人材育成こそが国の基礎であり、いま、わが国に最も求められているものではないだろうか。それを可能にする教育政策こそ成長戦略の要になるべきである。他方、大学教育については、国立大学と私立大学の1人当たりの公的支出に大きな格差があることも厳然たる事実である。グラフで示した関係が正しいのであれば、学費で7割以上を占める私立大学への公的支出を増やすことが、わが国の経済の基盤を作ることにつながらずと考えられる。そのためには、財源が不足期間で表れるものでない。現在の小学生が20年という長期の効果を期待する場合には、17年が新たな発想に立った高等教育政策のスタートの年になることを



# 計数表

## 経済再生ケース

【マクロ経済の姿】

(%程度)、[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36)	2025 (平成37)
実質GDP成長率	(1.3)	(1.3)	(1.5)	(1.8)	(2.0)	(2.1)	(2.3)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(2.4)
実質GNI成長率	(2.7)	(1.5)	(1.7)	(2.2)	(2.1)	(2.0)	(2.2)	(2.3)	(2.4)	(2.4)	(2.4)
名目GDP成長率	(2.8)	(1.5)	(2.5)	(2.9)	(3.7)	(3.8)	(3.7)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)
名目GDP	532.2	540.2	553.5	569.6	590.9	613.6	636.3	660.8	686.2	712.6	739.9
1人当たり名目GNI成長率	(3.2)	(1.5)	(3.0)	(3.7)	(4.2)	(4.1)	(3.9)	(4.1)	(4.2)	(4.2)	(4.3)
1人当たり名目GNI(※万円)	436	443	456	473	493	513	533	555	578	602	628
潜在成長率	(0.8)	(1.1)	(1.4)	(1.6)	(1.8)	(2.0)	(2.3)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(2.4)
物価上昇率											
消費者物価	(0.2)	(0.0)	(1.1)	(1.7)	(2.5)	(2.5)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)
国内企業物価	(▲3.3)	(▲2.0)	(2.0)	(0.8)	(1.9)	(1.9)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
GDPデフレーター	(1.4)	(0.2)	(0.9)	(1.1)	(1.7)	(1.7)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)
完全失業率	(3.3)	(3.1)	(2.9)	(2.9)	(2.9)	(2.9)	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(3.1)
名目長期金利	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.5)	(1.5)	(2.6)	(3.1)	(3.6)	(4.0)	(4.4)	(4.4)
部門別収支											
一般政府	[▲3.3]	[▲5.1]	[▲5.1]	[▲3.8]	[▲3.2]	[▲2.2]	[▲2.1]	[▲1.9]	[▲1.8]	[▲1.6]	[▲1.4]
民間	[6.6]	[8.7]	[9.2]	[8.5]	[8.3]	[7.4]	[7.3]	[7.2]	[7.1]	[6.9]	[6.7]
海外	[▲3.3]	[▲3.6]	[▲4.1]	[▲4.7]	[▲5.0]	[▲5.1]	[▲5.2]	[▲5.2]	[▲5.3]	[▲5.3]	[▲5.3]

【国・地方の財政の姿】(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36)	2025 (平成37)
基礎的財政収支	▲15.8	▲20.0	▲18.6	▲13.8	▲12.1	▲8.3	▲7.0	▲5.3	▲3.3	▲0.9	1.6
(対名目GDP比)	[▲3.0]	[▲3.7]	[▲3.4]	[▲2.4]	[▲2.1]	[▲1.4]	[▲1.1]	[▲0.8]	[▲0.5]	[▲0.1]	[0.2]
国	▲19.0	▲20.8	▲20.8	▲16.3	▲15.2	▲13.2	▲12.8	▲12.4	▲11.8	▲11.0	▲9.7
(対名目GDP比)	[▲3.6]	[▲3.9]	[▲3.8]	[▲2.9]	[▲2.6]	[▲2.2]	[▲2.0]	[▲1.9]	[▲1.7]	[▲1.5]	[▲1.3]
地方	3.2	0.9	2.2	2.5	3.1	4.9	5.8	7.1	8.5	10.0	11.4
(対名目GDP比)	[0.6]	[0.2]	[0.4]	[0.4]	[0.5]	[0.8]	[0.9]	[1.1]	[1.2]	[1.4]	[1.5]
財政収支	▲23.8	▲28.1	▲27.2	▲21.5	▲20.6	▲18.6	▲19.7	▲21.3	▲23.2	▲25.1	▲26.8
(対名目GDP比)	[▲4.5]	[▲5.2]	[▲4.9]	[▲3.8]	[▲3.5]	[▲3.0]	[▲3.1]	[▲3.2]	[▲3.4]	[▲3.5]	[▲3.6]
国	▲24.9	▲26.4	▲27.0	▲22.3	▲21.8	▲21.4	▲23.3	▲25.7	▲28.5	▲31.4	▲33.9
(対名目GDP比)	[▲4.7]	[▲4.9]	[▲4.9]	[▲3.9]	[▲3.7]	[▲3.5]	[▲3.7]	[▲3.9]	[▲4.2]	[▲4.4]	[▲4.6]
地方	1.1	▲1.6	▲0.2	0.8	1.2	2.8	3.6	4.4	5.3	6.3	7.1
(対名目GDP比)	[0.2]	[▲0.3]	[▲0.0]	[0.1]	[0.2]	[0.5]	[0.6]	[0.7]	[0.8]	[0.9]	[1.0]
公債等残高	990.1	1023.6	1043.2	1063.4	1084.1	1104.8	1128.3	1155.0	1184.9	1218.4	1255.1
(対名目GDP比)	[186.0]	[188.5]	[188.5]	[186.7]	[183.5]	[180.1]	[177.3]	[174.8]	[172.7]	[171.0]	[169.6]

【国の一般会計の姿】

兆円程度

年 度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36)	2025 (平成37)
歳出	98.2	100.1	97.5	98.6	101.8	106.7	111.9	117.8	124.0	130.6	137.0
基礎的財政収支対象経費	75.8	77.9	73.9	74.9	77.0	79.6	81.6	83.8	86.0	88.2	90.1
社会保障関係費	31.4	32.5	32.5	33.2	34.3	35.9	36.8	37.8	38.8	39.8	40.8
地方交付税等	16.8	15.3	15.6	15.5	16.3	16.7	17.3	18.0	18.7	19.4	19.7
その他	27.6	30.1	25.9	26.2	26.5	27.0	27.5	28.0	28.5	29.0	29.6
国債費	22.5	22.2	23.5	23.7	24.8	27.1	30.3	34.0	38.0	42.4	46.9
歳入	63.6	61.2	63.1	65.1	68.4	72.8	75.4	78.1	81.0	84.1	87.3
税収等	56.3	55.9	57.7	59.6	62.9	67.1	69.6	72.2	75.0	77.9	81.0
その他収入	7.3	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.2	6.3
歳出と税収等との差額	34.9	39.0	34.4	33.5	33.4	33.9	36.6	39.7	43.0	46.5	49.7
一般会計における基礎的財政収支	▲12.1	▲16.7	▲10.8	▲9.8	▲8.6	▲6.8	▲6.2	▲5.7	▲5.0	▲4.1	▲2.8

【地方の普通会計の姿】

兆円程度

年 度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36)	2025 (平成37)
歳出	95.7	97.8	95.0	95.7	98.1	100.3	102.3	104.5	106.8	109.0	111.6
公債費	14.0	12.8	12.6	11.8	12.0	12.1	12.3	12.5	12.8	13.0	13.5
歳入	82.2	83.4	82.2	83.9	86.7	90.7	93.4	96.6	100.0	103.6	107.0
税収	41.7	41.4	42.4	43.9	45.5	47.8	49.2	51.0	52.9	55.0	57.2
歳出と税収等との差額	13.5	14.4	12.8	11.8	11.4	9.7	8.9	7.9	6.8	5.4	4.7
普通会計における基礎的財政収支	3.5	1.4	2.8	3.0	3.6	5.4	6.3	7.5	9.0	10.5	11.8

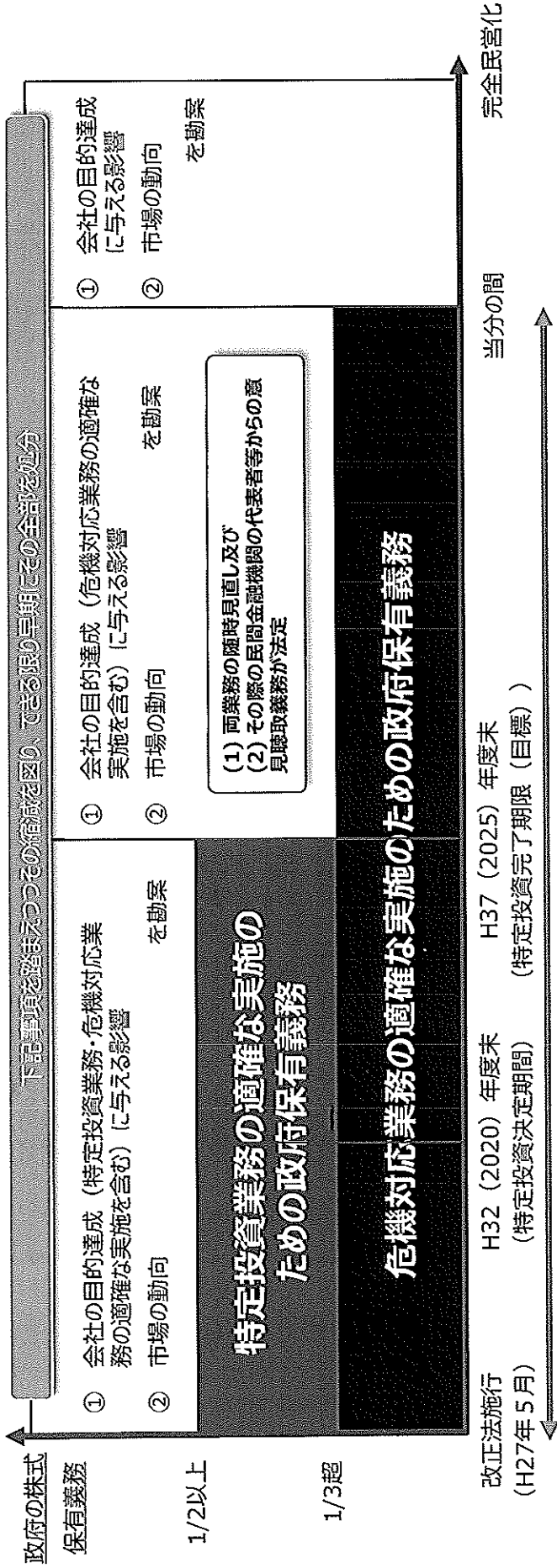
(注1) 「国の一般会計の姿」のうち、2015年度までは決算、2016年度は補正予算政府案(第3号)、2017年度は予算政府案による。「地方普通会計の姿」のうち、2015年度は決算による。

(注2) 基礎的財政収支対象経費は、国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。

(注3) 「国の一般会計の姿」のうち、2015年度のその他収入は、税外収入と前年度剰余金(含む繰越財源)の合計から、2016年度への繰越額(3.6兆円程度)等を控除したものの。

(注4) 「地方の普通会計の姿」のうち、税収等は歳入総額から地方債、積立金取崩し額、繰越金を控除したものの。税収は地方税と地方譲与税の合計額。

# 政府保有株式について (下図は危機対応業務の義務付けが平成37年度以降に継続するケースを想定)



## 主な条文

(政府保有株式の処分)  
 附則第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。  
 (危機対応業務に係る株式の政府保有)  
 附則第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の三分の一を超る株式を保有してはならない。  
 (特定投資業務に係る株式の政府保有)  
 附則第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有してはならない。

※ 実際の株式売却については、上記の会社の目的達成に与える影響や市場動向の他、当行の社内態勢整備を含む売却に向けた準備状況等により判断されることとなる